

1 見直しの趣旨

- 本市では、使用料・手数料の適正化について、「使用料・手数料等適正化検討委員会」における庁内検討を経て、「西東京市使用料等審議会」で審議を重ね、平成15年度に「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針(以下、基本方針という。)」を策定した。
- その後、平成19年度、平成27年度及び令和元年度には、基本方針を改定し、使用料・手数料等の適正化に取り組んできた。
- 前回の改定から5年が経過し、この間の使用料・手数料等の定期見直しに係る審議会での議論や、社会経済状況の変化などを踏まえ、受益者負担のさらなる適正化を図ることを目的に、基本方針を見直すこととしたい。

2 主な見直しの視点

①使用料・手数料の見直し周期【使用料／手数料】

②手数料の見直し基準の設定【手数料】

③激変緩和措置【使用料／手数料】

④グループ化対象施設の拡大【使用料】

⑤施設別行政コスト計算書の活用【使用料】

3 見直しスケジュール

R6.12.24(今回)

第3回使用料等審議会(諮問)

- 見直しの視点、課題解消の方向性提示
- 意見交換

R7.1月28日

第4回使用料等審議会

- 見直し案の提示
- 意見交換

R7.4月

第1回使用料等審議会

- 見直し案の提示
- 意見交換

R7.4月

答申

- 答申を踏まえ、庁内決定

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の見直しについて(見直しの方向性)

視点① 使用料・手数料の見直し周期【使用料／手数料】

【背景／課題】

- 現在の基本方針では、使用料及び手数料について、原価との乖離が著しいなど特別な場合を除き、原則として3年ごとに見直し作業を行うこととしている。(基本方針p13)
- 見直しの結果、使用料等の料金改定を行うこととなった場合、条例改正等の事務手続きや、市民周知などに期間を要する。そのため、料金改定から、次の定期見直しまでの期間が短く、利用実績等の検証が十分に行えない。
- また、見直し周期が短いことで、現状の経済情勢が短期的な変動であるのか、長期的な動向であるのかの検討材料が十分ではなく、的確な料金改定の検討が困難となることがある。



【課題解消の方向性】

- 使用料・手数料について、原価との乖離が著しいなど特別な場合を除き、原則として4年ごとに見直し作業を行うこととする。

【参考／多摩26市の見直し周期】

- 使用料 … 5年▶1市 4年▶ 10市 3年▶ 10市 定めない▶ 5市
- 手数料 … 5年▶1市 4年▶ 8市 3年▶ 8市 定めない▶ 9市

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の見直しについて(見直しの方向性)

視点② 手数料の見直し基準の設定【手数料】

【背景／課題】

- 現在の基本方針では、原価計算結果と条例で定める料金との乖離が1.5倍を超える事務手数料については、原則として料金見直しを検討することとなっている。(基本方針p10)
- 一方、原価計算結果が条例で定める料金を下回る場合の基準が明記されていない。



【課題解消の方向性】

- 原価計算結果が条例で定める料金を下回る場合に、原則として料金見直しを行う基準を基本方針に明記する。
- 原価計算結果と条例で定める料金との乖離が1/1.5倍～1.5倍の間を適正範囲と考え、使用料(※)にあわせて「%」での表記とすることとし、原価計算結果の70%から150%までの間を適正範囲とする。
(※)使用料は受益者負担割合の±10%までを適正範囲としている。

【参考／令和4年度決算値による原価計算結果と現行手数料との乖離】

- 原価計算結果の70%を下回る手数料 ▶ 0件

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の見直しについて(見直しの方向性)

視点③ 激変緩和措置【使用料／手数料】

【背景／課題】

- 使用料・手数料見直しによる改定額の上限は、市民生活への影響を考慮し、原価との乖離が著しいなど特別な場合を除き、現行価格のおおむね1.5倍としている。(基本方針p11)
- 施設使用料は手数料に比べ高額なものも多く、物価高騰等により市民生活が影響を受ける中で、1.5倍上限への改定であっても市民への負担が大きいことから、段階的な料金改定などに配慮するよう審議会からの附帯意見をいただいた。(令和5年12月19日答申「西東京市障害者総合支援センター施設使用料の適正化について」)

【課題解消の方向性】

- 使用料・手数料の現行額に応じた改定上限率を設定する。

【参考／多摩26市の状況】

- 激変緩和措置を導入している自治体 ▶ 15市
- 15市のうち、現行額に応じた改定上限率を設定している自治体 ▶ 4市
- 15市のうち、段階的な激変緩和措置を導入している自治体 ▶ 0市

区分	現行の料金	上限改定率
使用料・手数料	150円未満	現行額の2.0倍
	150円以上500円未満	現行額の1.5倍
	500円以上2,000円未満	現行額の1.4倍
	2,000円以上10,000円未満	現行額の1.3倍
	10,000円以上	現行額の1.2倍

例)日野市

区分	現行の料金	上限改定率
使用料・手数料	250円以下	100%
	250円を超え500円以下	80%
	500円を超え1,000円以下	50%
	1,000円を超え3,000円以下	40%
	3,000円を超え10,000円以下	30%
	10,000円を超える	20%
手数料	規定なし	

例)多摩市

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の見直しについて(見直しの方向性)

視点④ グループ化対象施設の拡大【使用料】

【背景／課題】

- 使用料の原価計算は、人件費や物件費等の施設の年間経費を用いて算出を行うが、施設規模や形態によって施設ごとに維持管理経費等の金額が異なるため、同種・同規模の施設であっても使用料の適正料金に差が生じる可能性がある。
- 本市では、施設の配置や利用者の範囲が、広域レベルや市域レベルにある施設分野については、機能や用途の複合性がない場合、行政コストを平準化するため、市内にある当該施設をグループ化し、費用算定項目を合算して原価計算を行うものとしており、屋外スポーツ施設に適用している。



【課題解消の方向性】

- 配置レベルが「広域レベル」である文化施設についてもグループ化を適用する。
- なお、文化施設はホールや会議室等の施設種別を区別せず、施設全体の年間経費を面積按分することで原価計算をしていることから、全ての施設種別についてグループ化を適用する。

表9 配置レベルの設定イメージ

配置レベル	施設の配置基準	対象の施設分野の例示
広域レベル	東京都や近隣自治体等と連携し、共同での施設利用を検討する。	文化施設、スポーツ施設等
市域レベル	市域全体で捉えて、配置バランス等に留意しながら配置を検討する。	市庁舎・出張所、図書館、公民館等
地域レベル	地域で必要なサービス提供量を検討した上で、数量・配置を検討する。	小学校・中学校、市民交流施設、児童館、高齢者福祉施設等

出典：西東京市公共施設等総合管理計画

【参考／多摩26市の状況】

- 同一用途の施設等において、費用算定項目を合算して原価計算を行うルールを設けている自治体 ▶ 5市
- 上記5市のうち、平均原価で算出を行っている自治体 ▶ 4市

(※)残り1市は、同一用途の施設のうち1施設において原価計算を行い、料金改定を行う場合はその改定率を他の施設へ適用している。

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の見直しについて(見直しの方向性)

視点⑤ 施設別行政コスト計算書の活用【使用料】 1/2

【背景/課題】

- 平成28年に、国が「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を公表し、すべての地方公共団体で、統一的な基準による財務書類を作成することが要請され、本市でも平成28年度分から「統一的な基準」に基づく財務書類の作成を開始した。
- また、上記財務書類を活用し、令和2年度決算分から施設ごとの行政コストを見える化した「施設別行政コスト計算書」を作成。施設の管理運営に係るフルコストを把握できるようになっている。
- 一方、使用料における現在の原価計算は、間接的人件費や火災保険料など、一部算入していない経費があり、フルコストでの原価計算となっていない。

【課題解消の方向性】

- 使用料の原価計算へ「施設別行政コスト計算書」を活用することで、フルコストでの原価計算が可能となるが、次のような課題がある。
 - 以下の施設は、「施設別行政コスト計算書」で算出された単位(m²)当たりの行政コストを用いた原価計算を使用することが適切ではない。
 - ➔ 学校施設…「施設別行政コスト計算書」に、学校教育に係る費用が含まれているため
 - エコプラザ…「施設別行政コスト計算書」に、市職員の執務室に係る費用が含まれているため
 - プール(スポーツセンター)…スポーツセンター全体に占めるプール施設の改修費用や維持管理費用等が高額であり、施設全体のコストの面積按分による算出が適切ではないため
 - 以下の施設は、「施設別行政コスト計算書」が作成されていない。
 - ➔ スポーツ施設のうち屋外運動場、いこいの森公園駐車場、アスタ市営駐車場

(続く)

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の見直しについて(見直しの方向性)

視点⑤ 施設別行政コスト計算書の活用【使用料】 2/2

【背景／課題】

- 平成28年に、国が「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を公表し、すべての地方公共団体で、統一的な基準による財務書類を作成することが要請され、本市でも平成28年度分から「統一的な基準」に基づく財務書類の作成を開始した。
- また、上記財務書類を活用し、令和2年度決算分から施設ごとの行政コストを見える化した「施設別行政コスト計算書」を作成。施設の管理運営に係るフルコストを把握できるようになっている。
- 一方、使用料における現在の原価計算は、間接的人件費や火災保険料など、一部算入していない経費があり、フルコストでの原価計算となっていない。



【課題解消の方向性（続き）】

- 前頁のように、「施設別行政コスト計算書」を活用することが望ましいが、施設の特性等によっては「施設別行政コスト計算書」による算出結果をそのまま用いることが適切でないケースもある。
- 上記のケースでは、施設の特性に応じ、「施設別行政コスト計算書」をどのように(どの数値を)用いるべきか引き続き整理が必要であるが、各費目の算出自体には、「施設別行政コスト計算書」の考え方をを用いることが可能であると考える。
- また、「施設別行政コスト計算書」が作成されていない施設についても、「施設別行政コスト計算書」の考え方をを用い原価計算を行うことが可能であると考える。

【参考／多摩26市の状況】

- 原価計算に行政コスト計算書を活用している自治体 ▶ 6市